

令和7年度（令和6年分） 市民税・県民税・国民健康保険税申告書

※

生年月日 明・大 昭・平 年 月 日

電話番号

業種又は職業

個人番号



現住所

1月1日現在の住所

フリガナ

氏名

安芸高田市長様 令和 年 月 日提出

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除

11 医療費控除

12 社会保険料控除

14 生命保険料控除

15 地震保険料控除

16 寡婦控除

17 ひとり親控除

18 勤労学生控除

19 障害者控除

20 配偶者控除

21 配偶者特別控除

22 扶養控除

16歳未満の扶養親族

1 収入金額等	事業	営業等	ア							
	農	業	イ							
	不動産	ウ								
	利	子	エ							
	配	当	オ							
	給与	一般	カ							
		専従	キ							
		公的年金等	ク							
	雑	業務	ケ							
		その他	コ							
総合譲渡	短期	サ								
	長期	シ								
	一時	ス								
2 所得金額	事業	営業等	①							
	農	業	②							
	不動産	③								
	利	子	④							
	配	当	⑤							
	給与	一般	⑥							
		専従	⑦							
	総合譲渡・一時			⑧						
	①～⑧の合計			⑨						
	4 所得から差し引かれる金額	雑損控除			10					
医療費控除			11							
社会保険料控除			12							
小規模企業共済等掛金控除			13							
生命保険料控除			14							
地震保険料控除			15							
寡婦・ひとり親控除			16 17			0	0	0		
勤労学生・障害者控除			18 19			0	0	0		
配偶者(特別)控除			20 21			0	0	0		
扶養控除			22			0	0	0		
基礎控除			23			0	0	0		
⑩～⑳の合計			24							

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」にも氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

- ・分離課税に係る所得のある人は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」を合わせて提出してください。
- ・調査により、申告内容とは異なる賦課決定を行う場合があります。
- ・「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

(税務課記入欄)

入力日

確認日

※税務署受付の場合はチェック ()

